

平成22年度 第1回

芦屋市国民健康保険運営協議会

日時：平成22年10月26日（火）

13時30分から15時30分まで

場所：芦屋市役所 南館4階 第1委員会室

目 次

議案第1号

国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて

報告第1号

平成21年度事業報告について

報告第2号

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

その他

国民健康保険被保険者証について

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

議案第1号

国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて

1 諮問について

(1) 諮問の内容

被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、芦屋市国民健康保険条例第13条の6に規定する一般被保険者及び退職者被保険者等の基礎賦課分保険料の保険料賦課限度額を50万円に、同条例第13条の6の10に規定する後期高齢者支援金等分保険料の保険料賦課限度額を13万円にする。

(2) 適用

平成23年度保険料から適用する。

(参照) 保険料賦課限度額

(単位：円)

	諮問部分		介護分
	基礎分	後期分	
平成22年度(現行)	470,000	120,000	100,000
平成23年度(改正)	500,000	130,000	(据置き)

基礎分:基礎賦課分限度額(対象:被保険者全員)(以下「基礎分」と云う。)

後期分:後期高齢者支援金等分賦課限度額(平成20年度創設)(対象:被保険者全員)
(以下「後期分」と云う。)

介護分:介護納付金分賦課限度額(平成12年度創設)(対象:40歳から64歳まで)
(以下「介護分」と云う。)

2 経過

- (1) 平成21年12月25日付けで、厚生労働省が平成22年度予算編成の留意事項の中において、基礎分を50万円に、後期分を13万円に、それぞれ引き上げる通知を行った。
- (2) 平成22年1月21日開催の平成21年度第2回芦屋市国民健康保険運営協議会において、上記1(1)の諮問内容で、適用を平成22年度保険料からとする内容で審議。
- (3) 国の政令が改正されれば、即座に、平成22年第1回芦屋市議会定例会(3月議会)に議案を上程する予定であった。
- (4) 諮問内容どおりの国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成22年3月31日付けで公布されたため(閣議決定は平成22年3月26日)、平成22年第1回芦屋市議会定例会(3月議会)に議案を上程することができなかった。
…別紙7参照
- (5) なお、平成22年3月29日付けで、諮問内容どおりの答申を得る。

(6) 賦課限度額の引き上げは重要案件であることから、専決処分を行わなかった。

(7) この度、適用を平成23年度保険料からとし、前回と同様の内容で諮問するもの。

(8) 参考

基礎分の引き上げは、従来から政令公布後1年遅れで実施してきた経過があるが、後期高齢者医療制度創設に伴い、国保の従来賦課限度額に新たに後期分が加わった平成20年度では、制度改正が実施されたことから、政令公布時に合わせて賦課限度額の引き上げを行っており、平成22年度においても、下記4に示す賦課限度額の引き上げの必要性の観点から、政令公布時に合わせて賦課限度額の引き上げを予定していたもの。

なお、国は、平成23年度の基礎分を51万円に、後期分を14万円に、介護分を12万円に引き上げる予定をしている。

しかし、現在、上記(1)で示す予算編成の留意事項の平成23年度分の通知等がないことから、今回は、国の平成22年度分の内容(基礎分50万円、後期13万円、介護は据置き)で引き上げを行うもの。

なお、今後、国から平成23年度の引き上げ内容の通知が行なわれた場合、その内容に合わせて本市が引き上げを行なうと、急激な負担増加となることから、平成23年度適用分としては、新たな引き上げは行なわないものとする。

(参照)賦課限度額の推移

(単位：円)

	国				本市			
	基礎分	後期分	介護分	対前年増額	基礎分	後期分	介護分	対前年増額
H19	560,000	-	90,000	0	530,000	-	90,000	0
H20	470,000	120,000	↓	30,000	470,000	120,000	↓	60,000
H21	↓	↓	100,000	10,000	↓	↓	100,000	10,000
H22	500,000	130,000	↓	40,000	↓	↓	↓	0
H23	510,000	140,000	120,000	40,000	500,000	130,000	↓	40,000
	あくまで予定であり通知はない。				国の平成22年度の内容で引き上げるもの			

3 平成22年度の保険料の据え置きについて(平成22年6月賦課)

(1) 平成22年度の保険料は、平成21年度の保険料を据え置いた。

(2) 保険料を据え置いた理由

(ア) 上記2の経過のとおり高額所得層の負担増になる賦課限度額の引き上げを実施しなかった状況で、その他の低中間所得層の負担増になる保険

料の引き上げは困難であったこと。

(イ) 阪神間の大半の市が保険料を据え置いたこと。

(ウ) 社会情勢を勘案したこと。

(3) 各市の状況

(ア) 阪神各市の大半は賦課限度額及び保険料とも据え置き…別紙1参照

(イ) 兵庫県下41市町中、17市5町が保険料を据え置いている(ただし、内9市5町が賦課限度額を引き上げている)。賦課限度額は、阪神間7市と赤穂市及びたつの市以外の20市12町は、基礎分(47万円→50万円)、後期分(12万円→13万円)を引き上げている。

4 賦課限度額の引き上げの必要性

(1) 低中間所得層の負担軽減が図れる。特に、低所得層の割合が高いことによる負担増加の影響を受け、かつ、低所得層を対象とした保険料の軽減措置(7割、5割、2割軽減)を受けられず、かつ、賦課限度額に届く所得にも満たない中間所得層の負担の軽減が図れる。…別紙2、別紙5参照

(2) 保険料の収納率が低下しているが、保険料が引き下がることから、保険料収入の増加が期待できる。…別紙3参照

(3) 被保険者の所得が増えず、医療費が伸びる状況においては、財政運営上、保険料の引き上げを検討しなければならないが、賦課限度額を据え置いたままで保険料を引き上げることは低中間所得層の負担の増加となる。…別紙4参照

5 賦課限度額等の概要について

(1) 賦課限度額の引き上げによる保険料負担の内容

	基礎分			後期分		
	限度額 50万円 (引上げ)	限度額 47万円 (現行)	増減	限度額 13万円 (引上げ)	限度額 12万円 (現行)	増減
①所得割率	5.1%	5.2%	△0.1	1.8	1.9	△0.1
②均等割額	27,240円	27,240円	0円	9,000円	9,000円	0円
③平等割額	20,640円	20,640円	0円	6,720円	6,720円	0円

保険料総額(①+②+③)での効果額は別紙5のP12、P15に掲載

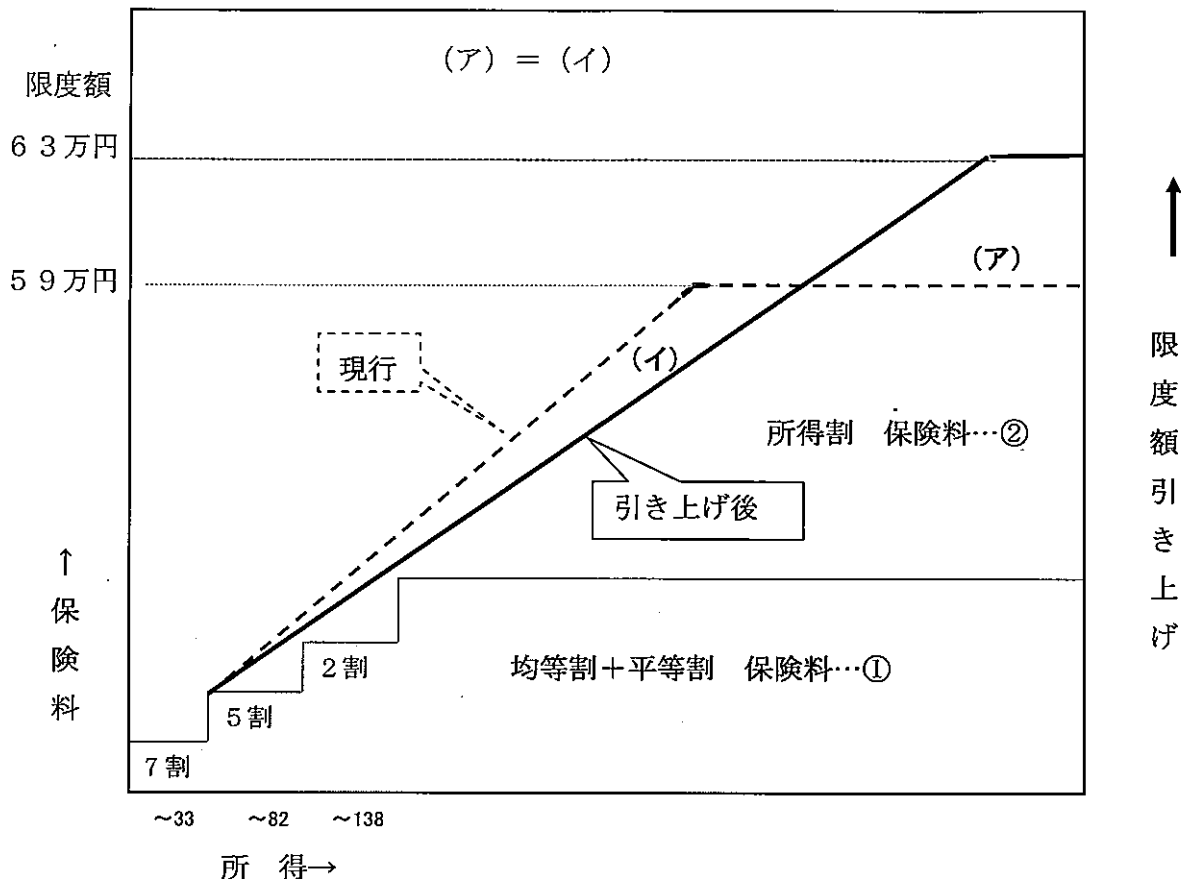
(2) 賦課限度額の引き上げによる保険料負担軽減の効果のイメージ

(基礎分50万円+後期分13万円=63万円)

保険料負担の範囲(3人世帯の場合)

現 行 : ①の網掛け範囲+現行の点線表示から右側の範囲

引き上げ後 : ①の網掛け範囲+引き上げ後の実線表示から右側の範囲



(ア) の範囲 : 限度額59万円→63万円に引き上げるにより負担増加となる範囲

(イ) の範囲 : 限度額59万円→63万円に引き上げるにより負担軽減となる範囲

(3) 賦課限度額の引き上げによる保険料負担軽減の所得層毎の効果

...別紙5参照

別紙5(P10~P15)の概要

			各表上部の太 枠3箇所部分①	各表下部の破線・ 二重線部分②	①と②の範囲
P10	基 礎 分	現 行	低所得層への保険 料軽減措置対象範 囲(均等割と平等 割に対する7割・ 5割・2割軽減)	賦課限度額が適 用される範囲 (高額所得層)	中間所得層
P11		引き上げ後			
P12		引き上げ効果			
P13	後 期 分	現 行	賦課限度額が適 用される範囲 (高額所得層)	中間所得層	中間所得層
P14		引き上げ後			
P15		引き上げ効果			

6 国が予定している賦課限度額の引き上げについて

(1) 平成22年度(引き上げ済み)

基礎分	50万円
後期分	13万円
合計	63万円
(介護分)	10万円(据置き)

(2) 平成23年度

基礎分	51万円
後期分	14万円
合計	65万円
(介護分)	12万円

(3) 今後、段階的に、合計93万円までの引き上げを予定している。

厚生労働省は、中長期的に中小企業のサラリーマンらが加入する全国健康保険協会(協会けんぽ、旧政府管掌健康保険)の上限額93万円(被保険者負担分)と同等とする意向がある。

7 芦屋市国民健康保険条例の保険料賦課限度額の規定条文 …別紙6参照

8 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 …別紙7参照

以上

保険料の他都市の状況

網掛は引き下げ若しくは据え置き

基礎賦課分

都市名	料・税 の別	平成22年度				平成21年度			
		限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
神戸市	料	50	算定方式が異なる			47	算定方式が異なる		
姫路市	料	50	7.70	23,320	17,580	47	8.00	27,230	20,790
尼崎市	料	47	8.88	29,268	22,224	47	7.80	27,108	20,784
明石市	料	50	7.25	30,360	24,720	47	7.25	30,360	24,720
西宮市	料	47	6.70	26,160	19,920	47	6.70	26,160	19,920
伊丹市	税	47	7.11	23,500	23,100	47	7.11	23,500	23,100
宝塚市	税	47	5.00	18,000	22,300	47	5.00	18,000	22,300
川西市	税	47	5.90	24,700	18,200	47	5.90	24,700	18,200
三田市	税	47	6.70	27,000	24,000	47	6.70	27,000	24,000
芦屋市	料	47	5.20	27,240	20,640	47	5.20	27,240	20,640

↑ 政令改正あり (50万円)

↑ 政令改正なし (政令改正H20)

後期高齢者支援金分

都市名	料・税 の別	平成22年度				平成21年度			
		限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
神戸市	料	13	算定方式が異なる			12	算定方式が異なる		
姫路市	料	13	1.30	3,950	2,980	12	1.60	5,230	3,990
尼崎市	料	12	2.88	8,628	6,552	12	3.00	9,360	7,176
明石市	料	13	1.65	7,560	5,760	12	1.65	7,560	5,760
西宮市	料	12	2.10	7,440	5,520	12	2.10	7,440	5,520
伊丹市	税	12	2.41	7,900	6,100	12	2.41	7,900	6,100
宝塚市	税	12	2.50	9,000	7,500	12	2.50	9,000	7,500
川西市	税	12	1.70	7,400	5,600	12	1.70	7,400	5,600
三田市	税	12	1.80	6,900	6,000	12	1.80	6,900	6,000
芦屋市	料	12	1.90	9,000	6,720	12	1.90	9,000	6,720

↑ 政令改正あり (13万円)

↑ 政令改正なし (政令改正H20)

介護分

都市名	料・税 の別	平成22年度				平成21年度			
		限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
神戸市	料	10	算定方式が異なる			10	算定方式が異なる		
姫路市	料	10	2.80	8,500	4,630	10	2.60	8,290	4,520
尼崎市	料	10	2.76	9,480	5,040	9	2.28	8,640	4,680
明石市	料	10	1.77	9,000	5,880	10	1.77	9,000	5,880
西宮市	料	10	1.90	11,400	-	9	1.90	11,400	-
伊丹市	税	10	2.20	11,800	9,300	9	2.20	11,800	9,300
宝塚市	税	9	1.98	8,900	4,500	9	1.98	8,900	4,500
川西市	税	9	2.40	9,800	5,400	9	2.40	9,800	5,400
三田市	税	10	1.85	9,500	5,600	9	1.85	9,500	5,600
芦屋市	料	10	1.70	9,360	4,920	10	1.70	9,360	4,920

↑ 政令改正なし

↑ 政令改正あり (10万円)

※姫路市と明石市は資産割があるが記載していない。

別紙2

国保世帯の所得状況等

(単位：世帯，%)

所得額区分	平成20年度			平成21年度		
	世帯数	割合①	割合②	世帯数	割合①	割合②
申告無し	453	2.81		402	2.51	
0	4,886	30.27	33.08	4,862	30.30	32.81
～30万円	908	5.63	38.71	933	5.82	38.63
～50万円	725	4.49	43.20	715	4.46	43.08
～70万円	612	3.79	46.99	637	3.97	47.05
～100万円	864	5.35	52.34	837	5.22	52.27
～200万円	3,178	19.70	72.03	3,285	20.47	72.74
～300万円	1,723	10.68	82.71	1,721	10.73	83.47
～400万円	890	5.51	88.22	894	5.57	89.04
～500万円	537	3.33	91.55	496	3.09	92.13
～600万円	293	1.82	93.36	289	1.80	93.94
～700万円	186	1.15	94.52	167	1.04	94.98
～800万円	146	0.90	95.42	143	0.89	95.87
～900万円	94	0.58	96.00	74	0.46	96.33
～1,000万円	78	0.48	96.49	69	0.43	96.76
1,000万円以上	567	3.51	100.00	520	3.24	100.00
世帯総数	16,140	100.00		16,044	100.00	

※世帯総数：各年度において当該年度の保険料が賦課された世帯数。（各年度の4月1日から当該年度の出納閉鎖期間である翌年5月末日までの累計数（年度途中の国保脱退世帯も含む））

※割合①：世帯総数に占める所得額区分毎の世帯の割合

※割合②：世帯総数に占める該当所得額区分以下の世帯数合計の割合

保険料収納率

芦屋市

(H21事務報告書数値)

	平成21年度	平成20年度	対前年度増減
現年度分	90.77%	91.00%	△ 0.23
滞納繰越分	19.18%	20.83%	△ 1.65
合計	75.22%	75.73%	△ 0.51

兵庫県平均

(兵庫県作成数値)

	平成21年度	平成20年度	対前年度増減
現年度分	89.57%	89.94%	△ 0.37
滞納繰越分	10.94%	11.01%	△ 0.07
合計	69.66%	70.17%	△ 0.51

全国平均

(厚生労働省速報値)

	平成21年度	平成20年度	対前年度増減
現年度分	-	88.35%	-
内、5万人以下(※)	-	89.85%	-

※現年度分の内、市部の被保険者数5万人以下の平均

医療費の状況

芦屋市

(H21事務報告書数値)

	平成21年度		平成20年度
		対前年増減率	
医療費総額 (千円)	7,375,272	5.0%	7,026,618
一人当たりの医療費 (円)	310,459	5.1%	295,497

全国平均

(国保中央会速報値)

	平成21年度		平成20年度
		対前年増減率	
医療費総額 (億円)	103,331	2.5%	100,810
一人当たりの医療費 (円)	286,786	2.8%	278,848

兵庫県平均

(国保中央会速報値)

	平成21年度		平成20年度
		対前年増減率	
一人当たりの医療費 (円)	302,913	2.6%	295,121

基礎賦課分保険料

別紙 5

図1

所得割率	5.20 %
均等割額	27,240 円
平等割額	20,640 円
賦課限度額	470,000 円

※納付対象者は、国保加入者全員

基礎賦課分（限度額 47万円） ……A（現行）

給与収入額 未申告	所得金額 未申告	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> 2割軽減 5割軽減 7割軽減 </div>							(単位:円)
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	
0 円	0 円	47,880	75,120	102,360	129,600	156,840	184,080	211,320	
98.0 万円	33.0 万円	14,364	22,536	30,708	38,880	47,052	55,224	63,396	
98.1 万円	33.1 万円	14,364	22,536	30,708	38,880	47,052	55,224	63,396	
122.5 万円	57.5 万円	38,356	37,612	51,232	64,852	78,472	92,092	105,712	
122.6 万円	57.6 万円	51,044	50,300	63,920	77,540	91,160	104,780	118,400	
122.6 万円	57.6 万円	51,096	72,888	63,972	77,592	91,212	104,832	118,452	
133.0 万円	68.0 万円	56,504	78,296	69,380	83,000	96,620	110,240	123,860	
133.1 万円	68.1 万円	66,132	78,348	69,432	83,052	96,672	110,292	123,912	
147.0 万円	82.0 万円	73,360	85,576	76,660	90,280	103,900	117,520	131,140	
147.1 万円	82.1 万円	73,412	85,628	107,420	90,332	103,952	117,572	131,192	
172.0 万円	103.0 万円	84,280	96,496	118,288	101,200	114,820	128,440	142,060	
172.0 万円	103.1 万円	84,332	111,572	118,340	101,252	114,872	128,492	142,112	
177.6 万円	106.5 万円	86,100	113,340	120,108	103,020	116,640	130,260	143,880	
178.0 万円	106.6 万円	86,152	113,392	120,160	141,952	116,692	130,312	143,932	
213.2 万円	131.0 万円	98,840	126,080	132,848	154,640	129,380	143,000	156,620	
213.2 万円	131.1 万円	98,892	126,132	132,900	154,692	176,484	143,052	156,672	
223.2 万円	138.0 万円	102,480	129,720	136,488	158,280	180,072	146,640	160,260	
223.2 万円	138.1 万円	102,532	129,772	157,012	158,332	180,124	146,692	160,312	
248.0 万円	155.5 万円	111,580	138,820	166,060	167,380	189,172	155,740	169,360	
248.0 万円	155.6 万円	111,632	138,872	166,112	167,432	189,224	211,016	169,412	
273.2 万円	173.0 万円	120,680	147,920	175,160	176,480	198,272	220,064	178,460	
273.2 万円	173.1 万円	120,732	147,972	175,212	202,452	198,324	220,116	178,512	
283.2 万円	180.0 万円	124,320	151,560	178,800	206,040	201,912	223,704	182,100	
283.2 万円	180.1 万円	124,372	151,612	178,852	206,092	201,964	223,756	245,548	
323.2 万円	208.0 万円	138,880	166,120	193,360	220,600	216,472	238,264	260,056	
323.6 万円	208.1 万円	138,932	166,172	193,412	220,652	247,892	238,316	260,108	
371.6 万円	243.0 万円	157,080	184,320	211,560	238,800	266,040	256,464	278,256	
371.6 万円	243.1 万円	157,132	184,372	211,612	238,852	266,092	293,332	278,308	
415.2 万円	278.0 万円	175,280	202,520	229,760	257,000	284,240	311,480	296,456	
415.2 万円	278.1 万円	175,332	202,572	229,812	257,052	284,292	311,532	338,772	
427.6 万円	288.0 万円	180,480	207,720	234,960	262,200	289,440	316,680	343,920	
448.8 万円	305.0 万円	189,320	216,560	243,800	271,040	298,280	325,520	352,760	
496.8 万円	343.4 万円	209,288	236,528	263,768	291,008	318,248	345,488	372,728	
497.2 万円	343.5 万円	209,340	236,580	263,820	291,060	318,300	345,540	372,780	
532.0 万円	371.6 万円	223,952	251,192	278,432	305,672	332,912	360,152	387,392	
532.4 万円	371.7 万円	224,004	251,244	278,484	305,724	332,964	360,204	387,444	
566.4 万円	398.9 万円	238,148	265,388	292,628	319,868	347,108	374,348	401,588	
566.4 万円	399.0 万円	238,200	265,440	292,680	319,920	347,160	374,400	401,640	
596.8 万円	423.4 万円	250,888	278,128	305,368	332,608	359,848	387,088	414,328	
606.0 万円	430.8 万円	254,736	281,976	309,216	336,456	363,696	390,936	418,176	
606.4 万円	430.9 万円	254,788	282,028	309,268	336,508	363,748	390,988	418,228	
669.6 万円	482.6 万円	281,672	308,912	336,152	363,392	390,632	417,872	445,112	
677.8 万円	490.0 万円	285,520	312,760	340,000	367,240	394,480	421,720	448,960	
677.9 万円	490.1 万円	285,572	312,812	340,052	367,292	394,532	421,772	449,012	
699.9 万円	509.9 万円	295,868	323,108	350,348	377,588	404,828	432,068	459,308	
700.0 万円	510.0 万円	295,920	323,160	350,400	377,640	404,880	432,120	459,360	
735.4 万円	541.8 万円	312,456	339,696	366,936	394,176	421,416	448,656	470,000	
743.7 万円	549.3 万円	316,356	343,596	370,836	398,076	425,316	452,556	470,000	
783.3 万円	585.0 万円	334,920	362,160	389,400	416,640	443,880	470,000	470,000	
809.5 万円	608.5 万円	347,140	374,380	401,620	428,860	456,100	470,000	470,000	
845.8 万円	641.2 万円	364,144	391,384	418,624	445,864	470,000	470,000	470,000	
858.9 万円	653.0 万円	370,280	397,520	424,760	452,000	470,000	470,000	470,000	
900.0 万円	690.0 万円	389,520	416,760	444,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
934.8 万円	721.3 万円	405,796	433,036	460,276	470,000	470,000	470,000	470,000	
966.8 万円	750.1 万円	420,772	448,012	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
966.9 万円	750.2 万円	420,824	448,064	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,024.0 万円	802.8 万円	448,176	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,024.2 万円	802.9 万円	448,228	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,031.9 万円	810.3 万円	452,076	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,032.0 万円	810.4 万円	452,128	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,068.2 万円	844.7 万円	469,964	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,068.3 万円	844.8 万円	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,073.7 万円	850.0 万円	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,146.4 万円	919.0 万円	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	
1,147.5 万円	920.0 万円	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	

図 2

所得割率	5.10 %
均等割額	27,240 円
平等割額	20,640 円
賦課限度額	500,000 円

基礎賦課分 (限度額 50 万円) … B (改正案)

給与収入額		所得金額		基礎賦課分 (限度額 50 万円)						
未申告		未申告		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
0 円	0 円	47,880	5,120	102,360	129,600	156,840	184,080	211,320		
98.0 万円	33.0 万円	14,364	22,536	30,708	38,880	47,052	55,224	63,396		
98.1 万円	33.1 万円	14,364	22,536	30,708	38,880	47,052	55,224	63,396		
122.5 万円	57.5 万円	50,799	50,055	63,675	77,295	90,915	104,535	118,155		
122.6 万円	57.6 万円	50,850	72,642	63,726	77,346	90,966	104,586	118,206		
133.0 万円	68.0 万円	56,154	77,946	69,030	82,650	96,270	109,890	123,510		
133.1 万円	68.1 万円	65,781	77,997	69,081	82,701	96,321	109,941	123,561		
147.0 万円	82.0 万円	72,870	85,086	76,170	89,790	103,410	117,030	130,650		
147.1 万円	82.1 万円	72,921	85,137	106,929	89,841	103,461	117,081	130,701		
172.0 万円	103.0 万円	83,580	95,796	117,588	100,500	114,120	127,740	141,360		
172.0 万円	103.1 万円	83,631	110,871	117,639	100,551	114,171	127,791	141,411		
177.6 万円	106.5 万円	85,365	112,605	119,373	102,285	115,905	129,525	143,145		
178.0 万円	106.6 万円	85,416	112,656	119,424	141,216	115,956	129,576	143,196		
213.2 万円	131.0 万円	97,860	125,100	131,868	153,660	128,400	142,020	155,640		
213.2 万円	131.1 万円	97,911	125,151	131,919	153,711	128,451	142,071	155,691		
223.2 万円	138.0 万円	101,430	128,670	135,438	157,230	179,022	145,590	159,210		
223.2 万円	138.1 万円	101,481	128,721	155,961	157,281	179,073	145,641	159,261		
248.0 万円	155.5 万円	110,355	137,595	164,835	166,155	187,947	154,515	168,135		
248.0 万円	155.6 万円	110,406	137,646	164,886	166,206	187,998	209,790	168,186		
273.2 万円	173.0 万円	119,280	146,520	173,760	175,080	196,872	218,664	177,060		
273.2 万円	173.1 万円	119,331	146,571	173,811	201,051	196,923	218,715	177,111		
283.2 万円	180.0 万円	122,850	150,090	177,330	204,570	200,442	222,234	180,630		
283.2 万円	180.1 万円	122,901	150,141	177,381	204,621	200,493	222,285	244,077		
323.2 万円	208.0 万円	137,130	164,370	191,610	218,850	214,722	236,514	258,306		
323.2 万円	208.1 万円	137,181	164,421	191,661	218,901	246,141	236,565	258,357		
371.6 万円	243.0 万円	154,980	182,220	209,460	236,700	263,940	254,364	276,156		
371.6 万円	243.1 万円	155,031	182,271	209,511	236,751	263,991	291,231	276,207		
415.2 万円	278.0 万円	172,830	200,070	227,310	254,550	281,790	309,030	294,006		
415.2 万円	278.1 万円	172,881	200,121	227,361	254,601	281,841	309,081	336,321		
427.6 万円	288.0 万円	177,930	205,170	232,410	259,650	286,890	314,130	341,370		
448.8 万円	305.0 万円	186,600	213,840	241,080	268,320	295,560	322,800	350,040		
496.8 万円	343.4 万円	206,184	233,424	260,664	287,904	315,144	342,384	369,624		
497.2 万円	343.5 万円	206,235	233,475	260,715	287,955	315,195	342,435	369,675		
532.0 万円	371.6 万円	220,566	247,806	275,046	302,286	329,526	356,766	384,006		
532.4 万円	371.7 万円	220,617	247,857	275,097	302,337	329,577	356,817	384,057		
566.4 万円	398.9 万円	234,489	261,729	288,969	316,209	343,449	370,689	397,929		
566.4 万円	399.0 万円	234,540	261,780	289,020	316,260	343,500	370,740	397,980		
596.8 万円	423.4 万円	246,984	274,224	301,464	328,704	355,944	383,184	410,424		
606.0 万円	430.8 万円	250,758	277,998	305,238	332,478	359,718	386,958	414,198		
606.4 万円	430.9 万円	250,809	278,049	305,289	332,529	359,769	387,009	414,249		
669.6 万円	482.6 万円	277,176	304,416	331,656	358,896	386,136	413,376	440,616		
677.8 万円	490.0 万円	280,950	308,190	335,430	362,670	389,910	417,150	444,390		
677.9 万円	490.1 万円	281,001	308,241	335,481	362,721	389,961	417,201	444,441		
699.9 万円	509.9 万円	291,099	318,339	345,579	372,819	400,059	427,299	454,539		
700.0 万円	510.0 万円	291,150	318,390	345,630	372,870	400,110	427,350	454,590		
736.4 万円	541.8 万円	307,368	334,608	361,848	389,088	416,328	443,568	470,808		
743.7 万円	549.3 万円	311,193	338,433	365,673	392,913	420,153	447,393	474,633		
783.3 万円	585.0 万円	329,400	356,640	383,880	411,120	438,360	465,600	492,840		
809.5 万円	608.5 万円	341,385	368,625	395,865	423,105	450,345	477,585	500,000		
845.8 万円	641.2 万円	358,062	385,302	412,542	439,782	467,022	494,262	500,000		
858.9 万円	653.0 万円	364,080	391,320	418,560	445,800	473,040	500,000	500,000		
900.0 万円	690.0 万円	382,950	410,190	437,430	464,670	491,910	500,000	500,000		
934.8 万円	721.3 万円	398,913	426,153	453,393	480,633	500,000	500,000	500,000		
966.8 万円	750.1 万円	413,601	440,841	468,081	495,321	500,000	500,000	500,000		
966.9 万円	750.2 万円	413,652	440,892	468,132	495,372	500,000	500,000	500,000		
1,024.0 万円	802.8 万円	440,478	467,718	494,958	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,024.2 万円	802.9 万円	440,529	467,769	495,009	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,031.9 万円	810.3 万円	444,303	471,543	498,783	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,032.0 万円	810.4 万円	444,354	471,594	498,834	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,068.2 万円	844.7 万円	461,847	489,087	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,068.3 万円	844.8 万円	461,898	489,138	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,073.7 万円	850.0 万円	464,550	491,790	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,146.4 万円	919.0 万円	499,740	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000		
1,147.5 万円	920.0 万円	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000		

図3

基礎賦課分 … B-A

所得割率	-0.10 %
均等割額	0 円
平等割額	0 円
賦課限度額	30,000 円

給与収入額		所得金額		2割軽減		5割軽減		7割軽減		(単位:円)	
未申告	未申告	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	1人世帯	2人世帯	7人世帯
0 円	0 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
98.0 万円	33.0 万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
98.1 万円	33.1 万円	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
122.5 万円	57.5 万円	-245	-245	-245	-245	-245	-245	-245	-245	-245	-245
122.6 万円	57.6 万円	-246	-246	-246	-246	-246	-246	-246	-246	-246	-246
133.0 万円	68.0 万円	-350	-350	-350	-350	-350	-350	-350	-350	-350	-350
133.1 万円	68.1 万円	-351	-351	-351	-351	-351	-351	-351	-351	-351	-351
147.0 万円	82.0 万円	-490	-490	-490	-490	-490	-490	-490	-490	-490	-490
147.1 万円	82.1 万円	-491	-491	-491	-491	-491	-491	-491	-491	-491	-491
172.0 万円	103.0 万円	-700	-700	-700	-700	-700	-700	-700	-700	-700	-700
172.0 万円	103.1 万円	-701	-701	-701	-701	-701	-701	-701	-701	-701	-701
177.6 万円	106.5 万円	-735	-735	-735	-735	-735	-735	-735	-735	-735	-735
178.0 万円	106.6 万円	-736	-736	-736	-736	-736	-736	-736	-736	-736	-736
213.2 万円	131.0 万円	-980	-980	-980	-980	-980	-980	-980	-980	-980	-980
213.2 万円	131.1 万円	-981	-981	-981	-981	-981	-981	-981	-981	-981	-981
223.2 万円	138.0 万円	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050
223.2 万円	138.1 万円	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051
248.0 万円	155.5 万円	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225
248.0 万円	155.6 万円	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226
273.2 万円	173.0 万円	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400
273.2 万円	173.1 万円	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401
283.2 万円	180.0 万円	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470
283.2 万円	180.1 万円	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471
323.2 万円	208.0 万円	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750
323.6 万円	208.1 万円	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751
371.6 万円	243.0 万円	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100
371.6 万円	243.1 万円	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101
415.2 万円	278.0 万円	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450
415.2 万円	278.1 万円	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451
427.6 万円	288.0 万円	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550
448.8 万円	305.0 万円	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720
496.8 万円	343.4 万円	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104
497.2 万円	343.5 万円	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105
532.0 万円	371.6 万円	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386
532.4 万円	371.7 万円	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387
566.4 万円	398.9 万円	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659
566.4 万円	399.0 万円	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660
596.8 万円	423.4 万円	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904
606.0 万円	430.8 万円	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978
606.4 万円	430.9 万円	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979
669.6 万円	482.6 万円	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496	-4,496
677.8 万円	490.0 万円	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570	-4,570
677.9 万円	490.1 万円	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571	-4,571
699.9 万円	509.9 万円	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769	-4,769
700.0 万円	510.0 万円	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770	-4,770
735.4 万円	541.8 万円	-5,088	-5,088	-5,088	-5,088	-5,088	-5,088	-5,088	-5,088	808	808
743.7 万円	549.3 万円	-5,163	-5,163	-5,163	-5,163	-5,163	-5,163	-5,163	-5,163	4,633	4,633
783.3 万円	585.0 万円	-5,520	-5,520	-5,520	-5,520	-5,520	-5,520	-5,520	-5,520	22,840	22,840
809.5 万円	608.5 万円	-5,755	-5,755	-5,755	-5,755	-5,755	-5,755	-5,755	-5,755	30,000	30,000
845.8 万円	641.2 万円	-6,082	-6,082	-6,082	-6,082	-6,082	-6,082	-2,978	24,262	30,000	30,000
858.9 万円	653.0 万円	-6,200	-6,200	-6,200	-6,200	-6,200	-6,200	3,040	30,000	30,000	30,000
900.0 万円	690.0 万円	-6,570	-6,570	-6,570	-6,570	-6,570	-6,570	21,910	30,000	30,000	30,000
934.8 万円	721.3 万円	-6,883	-6,883	-6,883	-6,883	-6,883	-6,883	30,000	30,000	30,000	30,000
966.8 万円	750.1 万円	-7,171	-7,171	-1,919	25,321	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
966.9 万円	750.2 万円	-7,172	-7,172	-1,868	25,372	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,024.0 万円	802.8 万円	-7,698	-2,282	24,958	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,024.2 万円	802.9 万円	-7,699	-2,231	25,009	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,031.9 万円	810.3 万円	-7,773	1,543	28,783	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,032.0 万円	810.4 万円	-7,774	1,594	28,834	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,068.2 万円	844.7 万円	-8,117	19,087	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,068.3 万円	844.8 万円	-8,102	19,138	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,073.7 万円	850.0 万円	-5,450	21,790	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,146.4 万円	919.0 万円	29,740	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1,147.5 万円	920.0 万円	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

←この現行47万円ライン(2重線)以上の高額所得区分については、47万円にそれぞれの升目の額が加算される。破線以上の高額所得区分は、50万円の限度額が適用される。

後期高齢者支援金分保険料

別紙 5

※納付対象者は、国保加入者全員

図 1

所得割率	1.90	%
均等割額	9,000	円
平等割額	6,720	円
賦課限度額	120,000	円

後期高齢者支援金分保険料 (限度額 12 万円) … A (現行)

給与収入額 未申告	所得金額 未申告	(単位:円)						
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
0 円	0 円	4,716	7,416	10,116	12,816	15,516	18,216	20,916
98.0 万円	33.0 万円	4,716	7,416	10,116	12,816	15,516	18,216	20,916
98.1 万円	33.1 万円	12,595	12,379	16,879	21,379	25,879	30,379	34,879
122.5 万円	57.5 万円	17,231	17,015	21,515	26,015	30,515	35,015	39,515
122.6 万円	57.6 万円	17,250	24,450	21,534	26,034	30,534	35,034	39,534
133.0 万円	68.0 万円	19,226	26,426	23,510	28,010	32,510	37,010	41,510
133.1 万円	68.1 万円	22,389	26,445	23,529	28,029	32,529	37,029	41,529
147.0 万円	82.0 万円	25,030	29,086	26,170	30,670	35,170	39,670	44,170
147.1 万円	82.1 万円	25,049	29,105	36,305	30,689	35,189	39,689	44,189
172.0 万円	103.0 万円	29,020	33,076	40,276	34,660	39,160	43,660	48,160
172.0 万円	103.1 万円	29,039	38,039	40,295	34,679	39,179	43,679	48,179
177.6 万円	106.5 万円	29,685	38,685	40,941	35,325	39,825	44,325	48,825
178.0 万円	106.6 万円	29,704	38,704	40,960	48,160	39,844	44,344	48,844
213.2 万円	131.0 万円	34,340	43,340	45,596	52,796	44,480	48,980	53,480
213.2 万円	131.1 万円	34,359	43,359	45,615	52,815	60,015	48,999	53,499
223.2 万円	138.0 万円	35,670	44,670	46,926	54,126	61,326	50,310	54,810
223.2 万円	138.1 万円	35,689	44,689	53,689	54,145	61,345	50,329	54,829
248.0 万円	155.5 万円	38,995	47,995	56,995	57,451	64,651	53,635	58,135
248.0 万円	155.6 万円	39,014	48,014	57,014	57,470	64,670	71,870	58,154
273.2 万円	173.0 万円	42,320	51,320	60,320	60,776	67,976	75,176	61,460
273.2 万円	173.1 万円	42,339	51,339	60,339	69,339	67,995	75,195	61,479
283.2 万円	180.0 万円	43,650	52,650	61,650	70,650	69,306	76,506	62,790
283.2 万円	180.1 万円	43,669	52,669	61,669	70,669	69,325	76,525	62,809
323.2 万円	208.0 万円	48,970	57,970	66,970	75,970	74,626	81,826	89,026
323.6 万円	208.1 万円	48,989	57,989	66,989	75,989	84,989	81,845	89,045
371.6 万円	243.0 万円	55,620	64,620	73,620	82,620	91,620	88,476	95,676
371.6 万円	243.1 万円	55,639	64,639	73,639	82,639	91,639	100,639	95,695
415.2 万円	278.0 万円	62,270	71,270	80,270	89,270	98,270	107,270	102,326
415.2 万円	278.1 万円	62,289	71,289	80,289	89,289	98,289	107,289	116,289
427.6 万円	288.0 万円	64,170	73,170	82,170	91,170	100,170	109,170	118,170
448.8 万円	305.0 万円	67,400	76,400	85,400	94,400	103,400	112,400	120,000
458.0 万円	312.4 万円	68,806	77,806	86,806	95,806	104,806	113,806	120,000
458.4 万円	312.5 万円	68,825	77,825	86,825	95,825	104,825	113,825	120,000
496.8 万円	343.4 万円	74,696	83,696	92,696	101,696	110,696	119,696	120,000
497.2 万円	343.5 万円	74,715	83,715	92,715	101,715	110,715	119,715	120,000
522.8 万円	364.2 万円	78,648	87,648	96,648	105,648	114,648	120,000	120,000
532.0 万円	371.6 万円	80,054	89,054	98,054	107,054	116,054	120,000	120,000
532.4 万円	371.7 万円	80,073	89,073	98,073	107,073	116,073	120,000	120,000
566.4 万円	398.9 万円	85,241	94,241	103,241	112,241	120,000	120,000	120,000
566.4 万円	399.0 万円	85,260	94,260	103,260	112,260	120,000	120,000	120,000
596.8 万円	423.4 万円	89,896	98,896	107,896	116,896	120,000	120,000	120,000
606.0 万円	430.8 万円	91,302	100,302	109,302	118,302	120,000	120,000	120,000
606.4 万円	430.9 万円	91,321	100,321	109,321	118,321	120,000	120,000	120,000
635.6 万円	454.4 万円	95,786	104,786	113,786	120,000	120,000	120,000	120,000
636.0 万円	454.5 万円	95,805	104,805	113,805	120,000	120,000	120,000	120,000
669.6 万円	482.6 万円	101,144	110,144	119,144	120,000	120,000	120,000	120,000
677.8 万円	490.0 万円	102,550	111,550	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
677.9 万円	490.1 万円	102,569	111,569	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
699.9 万円	509.9 万円	106,331	115,331	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
700.0 万円	510.0 万円	106,350	115,350	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
735.4 万円	541.8 万円	112,392	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
743.6 万円	549.2 万円	113,798	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
743.7 万円	549.3 万円	113,817	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
809.4 万円	608.4 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
809.5 万円	608.5 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
841.8 万円	637.6 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
841.9 万円	637.7 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
875.4 万円	667.8 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
875.5 万円	667.9 万円	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000

図2

所得割率	1.80	%
均等割額	9,000	円
平等割額	6,720	円
賦課限度額	130,000	円

後期高齢者支援金分保険料 (限度額 13万円) ……B (改正案)

給与収入額	所得金額	世帯人数							(単位:円)
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	
未申告	未申告	15,720	24,720	33,720	42,720	51,720	60,720	69,720	
0 円	0 円	4,716	7,416	10,116	12,816	15,516	18,216	20,916	
98.0 万円	33.0 万円	4,716	7,416	10,116	12,816	15,516	18,216	20,916	
98.1 万円	33.1 万円	12,594	12,378	16,878	21,378	25,878	30,378	34,878	
122.5 万円	57.5 万円	16,986	16,770	21,270	25,770	30,270	34,770	39,270	
122.6 万円	57.6 万円	17,004	24,204	21,288	25,788	30,288	34,788	39,288	
133.0 万円	68.0 万円	18,876	26,076	23,160	27,660	32,160	36,660	41,160	
133.1 万円	68.1 万円	22,038	26,094	23,178	27,678	32,178	36,678	41,178	
147.0 万円	82.0 万円	24,540	28,596	25,680	30,180	34,680	39,180	43,680	
147.1 万円	82.1 万円	24,558	28,614	35,814	30,198	34,698	39,198	43,698	
172.0 万円	103.0 万円	28,320	32,376	39,576	33,960	38,460	42,960	47,460	
172.0 万円	103.1 万円	28,338	37,338	39,594	33,978	38,478	42,978	47,478	
177.6 万円	106.5 万円	28,950	37,950	40,206	34,590	39,090	43,590	48,090	
178.0 万円	106.6 万円	28,968	37,968	40,224	47,424	39,108	43,608	48,108	
213.2 万円	131.0 万円	33,360	42,360	44,616	51,816	43,500	48,000	52,500	
213.2 万円	131.1 万円	33,378	42,378	44,634	51,834	59,034	48,018	52,518	
223.2 万円	138.0 万円	34,620	43,620	45,876	53,076	60,276	49,260	53,760	
223.2 万円	138.1 万円	34,638	43,638	52,638	53,094	60,294	49,278	53,778	
248.0 万円	155.5 万円	37,770	46,770	55,770	56,226	63,426	52,410	56,910	
248.0 万円	155.6 万円	37,788	46,788	55,788	56,244	63,444	70,644	56,928	
273.2 万円	173.0 万円	40,920	49,920	58,920	59,376	66,576	73,776	60,060	
273.2 万円	173.1 万円	40,938	49,938	58,938	67,938	66,594	73,794	60,078	
283.2 万円	180.0 万円	42,180	51,180	60,180	69,180	67,836	75,036	61,320	
283.2 万円	180.1 万円	42,198	51,198	60,198	69,198	67,854	75,054	82,254	
323.2 万円	208.0 万円	47,220	56,220	65,220	74,220	72,876	80,076	87,276	
323.2 万円	208.1 万円	47,238	56,238	65,238	74,238	83,238	80,094	87,294	
371.6 万円	243.0 万円	53,520	62,520	71,520	80,520	89,520	86,376	93,576	
371.6 万円	243.1 万円	53,538	62,538	71,538	80,538	89,538	98,538	93,594	
415.2 万円	278.0 万円	59,820	68,820	77,820	86,820	95,820	104,820	99,876	
415.2 万円	278.1 万円	59,838	68,838	77,838	86,838	95,838	104,838	113,838	
427.6 万円	288.0 万円	61,620	70,620	79,620	88,620	97,620	106,620	115,620	
448.8 万円	305.0 万円	64,680	73,680	82,680	91,680	100,680	109,680	118,680	
458.0 万円	312.4 万円	66,012	75,012	84,012	93,012	102,012	111,012	120,012	
458.4 万円	312.5 万円	66,030	75,030	84,030	93,030	102,030	111,030	120,030	
496.8 万円	343.4 万円	71,592	80,592	89,592	98,592	107,592	116,592	125,592	
497.2 万円	343.5 万円	71,610	80,610	89,610	98,610	107,610	116,610	125,610	
522.8 万円	364.2 万円	75,336	84,336	93,336	102,336	111,336	120,336	129,336	
532.0 万円	371.6 万円	76,668	85,668	94,668	103,668	112,668	121,668	130,000	
532.4 万円	371.7 万円	76,686	85,686	94,686	103,686	112,686	121,686	130,000	
566.4 万円	398.9 万円	81,582	90,582	99,582	108,582	117,582	126,582	130,000	
566.4 万円	399.0 万円	81,600	90,600	99,600	108,600	117,600	126,600	130,000	
596.8 万円	423.4 万円	85,992	94,992	103,992	112,992	121,992	130,000	130,000	
606.0 万円	430.8 万円	87,324	96,324	105,324	114,324	123,324	130,000	130,000	
606.4 万円	430.9 万円	87,342	96,342	105,342	114,342	123,342	130,000	130,000	
635.6 万円	454.4 万円	91,572	100,572	109,572	118,572	127,572	130,000	130,000	
636.0 万円	454.5 万円	91,590	100,590	109,590	118,590	127,590	130,000	130,000	
669.6 万円	482.6 万円	96,648	105,648	114,648	123,648	130,000	130,000	130,000	
677.8 万円	490.0 万円	97,980	106,980	115,980	124,980	130,000	130,000	130,000	
677.9 万円	490.1 万円	97,998	106,998	115,998	124,998	130,000	130,000	130,000	
699.9 万円	509.9 万円	101,562	110,562	119,562	128,562	130,000	130,000	130,000	
700.0 万円	510.0 万円	101,580	110,580	119,580	128,580	130,000	130,000	130,000	
735.4 万円	541.8 万円	107,304	116,304	125,304	130,000	130,000	130,000	130,000	
743.6 万円	549.2 万円	108,636	117,636	126,636	130,000	130,000	130,000	130,000	
743.7 万円	549.3 万円	108,654	117,654	126,654	130,000	130,000	130,000	130,000	
809.4 万円	608.4 万円	119,292	128,292	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
809.5 万円	608.5 万円	119,310	128,310	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
841.8 万円	637.6 万円	124,548	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
841.9 万円	637.7 万円	124,566	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
875.4 万円	667.8 万円	129,984	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
875.5 万円	667.9 万円	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	

所得割率	-0.10	%
均等割額	0	円
平等割額	0	円
賦課限度額	10,000	円

後期高齢者支援金分保険料 … B-A

給与収入額 未申告	所得金額 未申告	(単位:円)						
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
0	0	0	0	0	0	0	0	0
98.0	33.0	0	0	0	0	0	0	0
98.1	33.1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
122.5	57.5	-245	-245	-245	-245	-245	-245	-245
122.6	57.6	-246	-246	-246	-246	-246	-246	-246
133.0	68.0	-350	-350	-350	-350	-350	-350	-350
133.1	68.1	-351	-351	-351	-351	-351	-351	-351
147.0	82.0	-490	-490	-490	-490	-490	-490	-490
147.1	82.1	-491	-491	-491	-491	-491	-491	-491
172.0	103.0	-700	-700	-700	-700	-700	-700	-700
172.1	103.1	-701	-701	-701	-701	-701	-701	-701
177.6	106.5	-735	-735	-735	-735	-735	-735	-735
178.0	106.6	-736	-736	-736	-736	-736	-736	-736
213.2	131.0	-980	-980	-980	-980	-980	-980	-980
213.2	131.1	-981	-981	-981	-981	-981	-981	-981
223.2	138.0	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050	-1,050
223.2	138.1	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051	-1,051
248.0	155.5	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225	-1,225
248.0	155.6	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226	-1,226
273.2	173.0	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400	-1,400
273.2	173.1	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401	-1,401
283.2	180.0	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470	-1,470
283.2	180.1	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471	-1,471
323.2	208.0	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750	-1,750
323.6	208.1	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751	-1,751
371.6	243.0	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100	-2,100
371.6	243.1	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101	-2,101
374.8	245.8	-2,128	-2,128	-2,128	-2,128	-2,128	-2,128	-2,128
393.6	260.6	-2,276	-2,276	-2,276	-2,276	-2,276	-2,276	-2,276
401.6	260.7	-2,277	-2,277	-2,277	-2,277	-2,277	-2,277	-2,277
412.4	275.9	-2,429	-2,429	-2,429	-2,429	-2,429	-2,429	-2,429
415.2	278.0	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450	-2,450
415.2	278.1	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451	-2,451
427.6	288.0	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550	-2,550
448.8	305.0	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-2,720	-1,320
458.0	312.4	-2,794	-2,794	-2,794	-2,794	-2,794	-2,794	12
458.4	312.5	-2,795	-2,795	-2,795	-2,795	-2,795	-2,795	30
496.8	343.4	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	-3,104	5,592
497.2	343.5	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	5,610
522.8	364.2	-3,312	-3,312	-3,312	-3,312	-3,312	336	9,336
532.0	371.6	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	-3,386	1,668	10,000
532.4	371.7	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	-3,387	1,686	10,000
566.4	398.9	-3,659	-3,659	-3,659	-3,659	-2,418	6,582	10,000
566.4	399.0	-3,660	-3,660	-3,660	-3,660	-2,400	6,600	10,000
596.8	423.4	-3,904	-3,904	-3,904	-3,904	1,992	10,000	10,000
606.0	430.8	-3,978	-3,978	-3,978	-3,978	3,324	10,000	10,000
606.4	430.9	-3,979	-3,979	-3,979	-3,979	3,342	10,000	10,000
635.6	454.4	-4,214	-4,214	-4,214	-1,428	7,572	10,000	10,000
636.0	454.5	-4,215	-4,215	-4,215	-1,410	7,590	10,000	10,000
669.6	482.6	-4,496	-4,496	-4,496	3,648	10,000	10,000	10,000
677.8	490.0	-4,570	-4,570	-4,020	4,980	10,000	10,000	10,000
677.9	490.1	-4,571	-4,571	-4,002	4,998	10,000	10,000	10,000
699.9	509.9	-4,769	-4,769	-438	8,562	10,000	10,000	10,000
700.0	510.0	-4,770	-4,770	-420	8,580	10,000	10,000	10,000
735.4	541.8	-5,088	-3,696	5,304	10,000	10,000	10,000	10,000
743.6	549.2	-5,162	-2,364	6,636	10,000	10,000	10,000	10,000
743.7	549.3	-5,163	-2,346	6,654	10,000	10,000	10,000	10,000
809.4	608.4	-5,754	8,292	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
809.5	608.5	-5,755	8,310	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
841.8	637.6	-6,046	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
841.9	637.7	-6,047	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
875.4	667.8	-6,348	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
875.5	667.9	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

←この現行12万円ライン(2重線)以上の高額所得区分については、12万円にそれぞれの昇目の額が加算される。破線以上の高額所得区分は、13万円の限度額が適用される。

芦屋市国民健康保険条例抜粋（改正部分）

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職者被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割）の合計額とする。

第10条の2～第13条（略）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第13条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合計額の総額）とする。

第10条の3～第13条の5の2（略）

（基礎賦課限度額）

第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職者被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、470,000円を超えることができない。

第13条の6の2（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職者被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割）の合計額とする。

第13条の6の4～第13条の6の5（略）

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第13条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合計額の総額）とする。

第13条の6の7～第13条の6の9（略）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職者被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、120,000円を超えることができない。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第八条 第七條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第六項の規定は、なお従前の例による。
 (高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第九条 第九條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第五項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

総務大臣 原口 一博
 財務大臣 著 直人
 文部科学大臣 川塔 達夫
 厚生労働大臣 長斐 昭
 防衛大臣 北澤 俊美
 内閣総理大臣 岸田 文恵

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国民負担金等の規定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文恵

政令第六十六号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国民負担金等の規定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第五十七條の二第二項(同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む)、第七十二條の三第一項及び第八十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民健康保険法施行令の一部改正)
 第一条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の三第二項中「算定の例」の下に「その算定の例第二十九條の七の二第二項に規定する特別対象被保険者等又は同項に規定する特別対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間に被保険者の総所得金額に所得税法(昭和四十年法律第百二十三号)第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の

百分の三十に相当する金額によるものとする。第二十九條の四の三第二項において同じ。」を加え、同条第四項第四号中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、同条に次の一項を加える。
 10 第二十九條の七の二第二項に規定する特別対象被保険者等又は同項に規定する特別対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間に被保険者の属する世帯に対する第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、第三項第三号において「市町村民世帯非課税」とあるのは「又は市町村の行う国民健康保険の世帯主並びに当該世帯に属する被保険者及び第二十九條の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者(以下この号において「特定同一世帯所属者」という。)のすべてについて繰後のおつた月の属する年の前年(当該繰後のおつた月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の所得について同条第五項第二号の規定を適用して計算した金額並びに他の所得と区分して計算される所得金額にその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合(第三項第三号において市町村民世帯非課税又は特別対象被保険者等所属世帯特別基準」と、第三項第三号中「の」とあるのは「又は特別対象被保険者等所属世帯特別基準の場合」とする。

三百四十四條の二第二項に規定する金額にその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合(第四項第三号において「市町村民世帯非課税」と、特別対象被保険者等所属世帯特別基準」と、第四項第三号中「の場合」とあるのは「又は特別対象被保険者等所属世帯特別基準の場合」とする。
 6 第二十九條の七の二第二項に規定する特別対象被保険者等又は同項に規定する特別対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間に被保険者の属する世帯に対する第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、第三項第三号において「市町村民世帯非課税」とあるのは「又は市町村の行う国民健康保険の世帯主及びその世帯主並びに第二十九條の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者(以下この号において「特定同一世帯所属者」という。)のすべてについて繰後のおつた月の属する年の前々年(次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までについては、当該標準日とみなした日)の場合にあっては、当該標準日とみなした日の属する年の前年」の所得について第二十九條の七第五項第二号の規定を適用して計算した金額並びに他の所得と区分して計算される所得金額(第二十九條の七の二第二項に規定する特別対象被保険者等又は同項に規定する特別対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間に被保険者の属する世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合(第三項第三号において市町村民世帯非課税又は特別対象被保険者等所属世帯特別基準」と、第三項第三号中「の」とあるのは「又は特別対象被保険者等所属世帯特別基準の場合」とする。

第二十九條の七第二項第十号中「四十七万円」を「五十万円」に改め、同条第三項第九号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第五項第一号中「同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を三十五万円」に改め、加算した金額」の下に「(第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額)を加え、同条第三号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号中「(ハ)から(ロ)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(ロ)から(ロ)までに定める割合」を「十分の七」に改め、(ロ)から(ロ)までを削り、同号ロを次のように改める。
 ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得金額の合計額が地方税法第三百四十四條の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。)十分の五
 第二十九條の七第五項第三号に次のように加える。
 ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得金額の合計額が地方税法第三百四十四條の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。)十分の二

報告第1号

平成21年度事業報告について

平成21年度国民健康保険事業報告

1 加入状況

ア 年間平均加入状況（3～2月ベース）

区 分	世 帯 数			被 保 険 者 数		
	一 般	退 職	合 計	一 般	退 職	合 計
21 年度	(世帯) 13,474	(世帯) 675	(世帯) 14,149	(人) 22,452	(人) 1,304	(人) 23,756
20 年度	13,544	921	14,465	21,960	1,819	23,779
前年度比	99.5%	73.3%	97.8%	102.2%	71.7%	99.9%

イ 加入率（H22. 3. 31 現在）

区 分	世 帯 数			人 数		
	全 市	国 保	加入率	全 市	国 保	加入率
21 年度	(世帯) 41,644	(世帯) 14,012	(%) 33.6	(人) 93,504	(人) 23,494	(%) 25.1
20 年度	41,422	13,977	33.7	93,217	23,548	25.3
前年度比	100.5%	100.3%	△0.1	100.3%	99.8%	△0.2
兵庫県（20年度）	—	—	—	—	—	29.05
全 国（20年度）	—	—	—	—	—	31.10

2 保険給付

ア 医療給付の状況

区 分	件 数	総医療費 (①+②+③)	国保負担分①	一部負担金②	他法負担分③
	件	円	円	円	円
療養の給付	386,997	7,222,945,928	5,247,202,213	1,649,599,823	326,143,892
療養費等	16,942	152,326,217	110,412,948	34,570,077	7,343,192
21年度合計	403,939	7,375,272,145	5,357,615,161	1,684,169,900	333,487,084
20年度合計	399,217	7,026,618,366	5,122,561,335	1,584,234,411	319,822,620
前年度比	101.2%	105.0%	104.6%	106.3%	104.3%

イ 一人当たりの医療費（参考）

	21 年度	20 年度	前年度比
芦屋市	310,459 円	295,497 円	105.1%
兵庫県	302,913 円	295,121 円	102.6%
全 国	286,786 円	278,848 円	102.8%

ウ 上記ア及びイの内訳

区 分	21年度		20年度		前年度比 (費用額)
	総医療費	一人当たりの 医療費	総医療費	一人当たりの 医療費	
	円	円	円	円	%
入 院	2,387,915,330	100,518	2,163,971,320	91,004	110.3
入 院 外	2,740,803,884	115,373	2,757,680,152	115,971	99.4
歯 科	652,269,260	27,457	657,367,830	27,645	99.2
調 剤	1,290,781,400	54,335	1,161,001,410	48,824	111.2
食事療養	131,589,654	5,539	127,377,692	5,357	103.3
訪問看護	19,586,400	825	12,503,600	526	156.6
小 計	7,222,945,928	304,047	6,879,902,004	289,327	105.0
療養費等	152,326,217	6,412	146,716,362	6,170	103.8
合 計	7,375,272,145	310,459	7,026,618,366	295,497	105.0

エ 高額療養費の状況

区 分	21年度			20年度			前年度比		
	件数	費 用 額	一件当たり	件数	費 用 額	一件当たり	件数	費用額	一件当たり
	件	円	円	件	円	円	%	%	%
合 計	8,901	548,450,606	61,617	8,819	461,590,137	52,340	100.9	118.8	117.7

オ 高額介護合算療養費の状況 (21年度開始)

件 数 (件)	8
給付額 (円)	119,343

カ 任意給付費の状況

区 分	21年度		20年度		前年度比 (給付額)
	件 数(件)	給付額(円)	件 数(件)	給付額(円)	
出産育児一時金 (1件35万円) ※	108	42,223,910	102	36,030,000	117.2%
葬祭費 (1件5万円)	120	6,000,000	170	8,500,000	70.6%
付 加 給 付	2,915	4,192,066	2,820	3,876,860	108.1%
合 計	3,143	52,415,976	3,092	48,406,860	108.3%

※平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産の場合、39万円または42万円(産科医療補償制度加入医療機関での分娩の場合)を支給

3 保健事業

ア 特定健康診査

- (ア) 集団健診 (40歳～64歳)
実施日 平成21年6月15日～12月19日までの間の35日間
実施場所 保健センター他7か所
- (イ) 個別健診 (65歳～74歳)
実施日 平成21年5月1日～12月19日
実施場所 市内指定医療機関
- (ウ) 人間ドック・健康チェック
実施日 平成21年4月1日～平成22年3月31日
実施場所 人間ドック 市立芦屋病院
健康チェック 保健センター

(エ) 特定健康診査受診者数等

	対象者数	受診者数	受診率
特定健康診査	16,861人	5,413人	32.1%

(オ) 受診者数内訳(再掲)

区分	受診者数
集団健診	1,700人
個別健診	3,074人
人間ドック等	639人
合計	5,413人

イ 特定保健指導(21年度特定健康診査の実施分)

区分	対象者数	完了者数	実施率
動機付け支援	481人	103人	21.4%
積極的支援	152人	21人	13.8%
合計	633人	124人	19.6%

4 保険料

ア 料率等

(7) 基礎賦課分

区分	賦課標準	料率		前年度比
		21年度	20年度	
所得割	前年の基準総所得金額	5.2%	5.1%	0.1%
均等割	一人につき	27,240円	27,360円	△120円
平等割	一世帯につき	20,640円	19,680円	960円

(イ) 後期高齢者支援金分

区分	賦課標準	料率		前年度比
		21年度	20年度	
所得割	前年の基準総所得金額	1.9%	1.6%	0.3%
均等割	一人につき	9,000円	8,040円	960円
平等割	一世帯につき	6,720円	5,760円	960円

(ウ) 介護納付金分

区分	賦課標準	料率		前年度比
		21年度	20年度	
所得割	前年の基準総所得金額	1.7%	1.7%	増減なし
均等割	一人につき	9,360円	8,880円	480円
平等割	一世帯につき	4,920円	4,800円	120円

イ 調定状況

区 分		調 定 額 (A) 円	世帯数 (B) 世帯	被保険者数 4～3月ベース (C) 人	一世帯当たり 保険料(A/B) 円	一人当たり 保険料(A/C) 円
21年度	現年度分	2,456,024,050	14,152	23,752	173,546	103,403
	滞納繰越分	681,382,919	—	—	—	—
	合 計	3,137,406,969	—	—	—	—
20年度	現年度分	2,419,607,160	14,066	23,782	172,018	101,741
	滞納繰越分	673,165,293	—	—	—	—
	合 計	3,092,772,453	—	—	—	—
前年度比	現年度分	101.5%	100.6%	99.9%	100.9%	101.6%
	滞納繰越分	101.2%	—	—	—	—
	合 計	101.4%	—	—	—	—
兵庫県	(20年度)	—	—	—	156,403	90,628
	(21年度)	—	—	—	156,987	90,300
全 国	(20年度)	—	—	—	157,695	90,625

ウ 低所得世帯保険料軽減状況

(7) 基礎賦課分

区 分	均等割・平等割			単身軽減(※)			軽減額 の合計 円
	世帯数	被保険者数 人	軽減額 円	世帯数	被保険者数 人	軽減額 円	
7割軽減	4,201	6,076	176,553,216	309	311	11,351,244	187,904,460
5割軽減	375	989	17,340,180	74	75	2,167,020	19,507,200
2割軽減	1,182	2,162	16,657,872	135	135	2,407,320	19,065,192
軽減なし	—	—	—	1,175	1,186	12,126,000	12,126,000
合 計	5,758	9,227	210,551,268	1,693	1,707	28,051,584	238,602,852
20年度合計	5,722	9,036	206,176,176	1,693	1,703	26,958,600	233,134,776
前年度比	100.6%	102.1%	102.1%	100.0%	100.2%	104.1%	102.3%

※単身軽減は、均等割・平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減及び軽減なしの区分毎で、平等割額について、さらに半額の軽減措置を行うもの。

(4) 後期高齢者支援金分

区 分	均等割・平等割			単身軽減(※)			軽減額 の合計 円
	世帯数	被保険者数 人	軽減額 円	世帯数	世帯数	被保険者数	
7割軽減	4,201	6,076	58,040,304	309	311	3,724,308	61,764,612
5割軽減	375	989	5,710,500	74	75	710,460	6,420,960
2割軽減	1,182	2,162	5,480,208	135	135	787,320	6,267,528
軽減なし	—	—	—	1,175	1,186	3,948,000	3,948,000
合 計	5,758	9,227	69,231,012	1,693	1,707	9,170,088	78,401,100
20年度合計	5,722	9,036	60,508,812	1,693	1,703	7,899,240	68,408,052
前年度比	100.6%	102.1%	114.4%	100.0%	100.2%	116.1%	114.6%

※単身軽減は、均等割・平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減及び軽減なしの区分毎で、平等割額について、さらに半額の軽減措置を行うもの。

(7) 介護納付金分

区 分	均等割・平等割			単身軽減			軽減額 の合計
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	世帯数	被保険者数	
	世帯	人	円	世帯	人	円	円
7割軽減	2,174	2,443	23,493,792	—	—	—	23,493,792
5割軽減	279	383	2,478,780	—	—	—	2,478,780
2割軽減	711	876	2,339,496	—	—	—	2,339,496
軽減なし	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,164	3,702	28,312,068	—	—	—	28,312,068
20年度合計	3,046	3,544	26,127,072	—	—	—	26,127,072
前年度比	103.9%	104.5%	108.4%	—	—	—	108.4%

エ 保険料減免状況

区 分	1号(災害)		2号(所得激減)		3号		4号(その他)		合 計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
21年度	0	0	519	19,548,410	138	5,134,660	4	103,580	661	24,786,650
20年度	3	226,946	353	12,948,891	117	5,079,610	5	133,959	478	18,389,406
前年度比	—	—	147.0%	151.0%	117.9%	101.1%	80.0%	77.3%	138.3%	134.8%

オ 軽減・減免件数及び合計額(上記ウ・エの合計額)

区 分	件数	合計額
	件	円
21年度	6,419	370,102,670
20年度	6,200	346,059,306
前年度比	103.5%	106.9%

カ 収納状況

区 分		調 定 額 (A) 円	収 入 済 額 (B) 円	還付未済額 (C) 円	収 納 率 (B-C)/A %
21年度	現年度分	2,456,024,050	2,229,539,063	287,500	90.77
	滞納繰越分	681,382,919	130,770,879	48,040	19.18
	合 計	3,137,406,969	2,360,309,942	335,540	75.22
20年度	現年度分	2,419,607,160	2,202,181,119	235,220	91.00
	滞納繰越分	673,165,293	140,260,077	17,730	20.83
	合 計	3,092,772,453	2,342,441,196	252,950	75.73
前年度比	現年度分	101.5%	101.2%	122.2%	△0.23
	滞納繰越分	101.2%	93.2%	271.0%	△1.65
	合 計	101.4%	100.8%	132.7%	△0.51
兵庫県	21年度	—	—	現年度分	89.57
		—	—	滞納繰越分	10.94
		—	—	合 計	69.66
	20年度	—	—	現年度分	89.94
		—	—	滞納繰越分	11.01
		—	—	合 計	70.17
全 国	20年度	—	—	現年度分	88.35
		—	—	滞納繰越分	13.68
		—	—	合 計	68.41

5 保険財政決算状況

歳 入		歳 出			
項 目	金 額	項 目	金 額		
保 険 料	円	保 険 総 務 費	円		
	医療給付費分		1,650,323,659	152,652,001	
	後期高齢者支援金分		514,057,807		
	介護納付金分		195,928,476		
小 計	2,360,309,942	保 険 給 付 費	療養給付費	5,255,269,928	
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金		1,545,963,743	療 養 費	110,921,485
	高額医療費共同事業負担金		36,627,332	高 額 療 養 費	548,477,341
	特定健康診査等負担金		8,387,000	高額介護合算療養費	119,343
	普通調整交付金		71,168,000	移 送 費	0
	特別調整交付金		4,794,000	任 意 給 付 費	52,415,976
	出産育児一時金補助金		1,160,000	審 査 手 数 料	18,939,731
	介護従事者処遇改善 臨時特例交付金		6,403,566	小 計	5,986,143,804
	小 計		1,674,503,641	老 人 保 健 拠 出 金	医療費拠出金
前期高齢者交付金	2,008,164,627		後 期 高 齢 者 支 援 金 等	事務費拠出金	80,827
療養給付費交付金	414,224,199	後 期 高 齢 者 支 援 金		1,007,938,079	
高額医療費共同事業負担金	36,627,332	事 務 費 拠 出 金		137,156	
県 支 出 金	特定健康診査等負担金	8,387,000	小 計	1,008,075,235	
	普通調整交付金	258,718,000	前 期 高 齢 者 給 付 金 等	前期高齢者納付金	2,743,146
	特別調整交付金	56,614,000		事 務 費 拠 出 金	123,209
	そ の 他	8,190,000		小 計	2,866,355
	小 計	368,536,332			
高額医療費共同事業交付金	159,780,662	介 護 納 付 金	393,585,660		
保険財政共同安定化事業交付金	714,163,664	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	145,559,048		
一般会計繰入金	821,250,000	保 險 財 政 安 定 化 事 業 拠 出 金	725,070,861		
繰 越 金	0	保 健 事 業 費	特定健康診査等事業費	31,147,416	
そ の 他 の 収 入	17,818,055		保 健 事 業 費	16,108,837	
		基 金 等 積 立 金	32,591		
		公 債 費	0		
		そ の 他 の 支 出	7,223,501		
		繰 上 充 用 金	49,830,258		
歳 入 合 計	8,538,751,122	歳 出 合 計	8,598,070,128		
20年度合計	8,211,266,760	20年度合計	8,261,097,018		
前年度比	104.0%	前年度比	104.1%		

※歳入歳出差引計 △59,319,006円

報告第2号

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

1 目的

厚生労働省は医療費抑制策の一つとして、「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状より倍増）以上にする」という目標を掲げ、後発医薬品の使用を推奨しています。保険者については、ジェネリック医薬品使用促進対策経費が平成22年度の国の特別調整交付金の対象になっています。

そこで、芦屋市では被保険者に対し、後発医薬品の使用希望カードを配布することと、ジェネリック医薬品に変更した場合の薬価差額通知を送付することにより、積極的な普及促進対策を行います。

2 ジェネリック医薬品希望カードの配布

当初納付額通知書は、芦屋市国民健康保険被保険者全世帯にお送りしますので、広く周知を図ることができる機会ととらえ、平成22年度当初納付額通知書に、医療機関・薬局などでジェネリック医薬品を希望していることを示すカードを同封し、約14,000通を7月中旬に送付しました。カード現物をご参照ください。

3 ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額の軽減効果等の通知

(1) 業務内容

生活習慣病（高血圧、糖尿病、高脂血症等）や慢性疾患（喘息、リュウマチ等）の方が長期間服用する薬品を後発医薬品（ジェネリック医薬品）に替えることにより、どの程度自己負担額が軽減されるかを通知するもの。短期処方箋、癌など特殊疾病に使用される薬は対象外。差額計算のデータ処理においては疾病の種類や薬に関する専門知識などを要するため、業務委託します。

(2) 通知書発送時期及び通知件数

1回目 平成22年12月 1,000通

2回目 平成23年 3月 1,000通

(3) 通知書仕様

通知書見本（別紙1）をご参照ください。なお、通知書には、ジェネリック医薬品お願いカード（別紙2）も同封します。

マチ等)の方が長期間服用する薬品を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に替えることにより、どの程度自己負担額が軽減されるかを通知するもの。短期処方箋、癌など特殊疾病に使用される薬は対象外。差額計算のデータ処理においては疾病の種類や薬に関する専門知識などを要するため、業務委託します。

(2) 通知書発送時期及び通知件数

1回目 平成22年11月 1,000通

2回目 平成23年 1月 1,000通

(3) 通知書仕様

通知書見本(別紙1)をご参照ください。なお、通知書には、ジェネリック医薬品お願いカード(別紙2)も同封します。

★別紙1, 2を簡単に説明

(4) 効果測定

通知書作成時(合計2回)に期待効果データを、通知書送付後に効果測定データを2回作成し、通知書発送による薬剤費の変化を調査します。

(5) 通知サービスに関わるコールセンター

通知書に関する問い合わせ対応には、疾病の種類や薬に関する専門知識などを要するため、帳票作成とあわせて業務委託します。コールセンターでは、薬剤師免許を保持し調剤薬局等での実務経験のあるものが対応します。コールセンター連絡先は、特定のフリーダイヤルを設定し、被保険者の負担はありません。なお、被保険者の個人情報はコールセンターには提供せず、すべて聞き取りで相談業務にあたります。

(6) 業務委託先のセキュリティ対策について

受託業者は、プライバシーマークを取得しています。また、個人情報を取り扱う作業場は、ISMS認証を取得しています。印刷物及びデータのやり取りには、運送業者のセキュリティ便を使用します。

(7) 費用等

費用は1通当たり600円(郵送料別、データ検証込)。郵送料等含めた総費用は、約1,500,000円の見込みです。

4 先進市の取り組み

★広島県呉市を別紙4で説明

21年度兵庫県下の実施実績一覧は手持ち資料

国保 一郎様

12345678

0000000121*

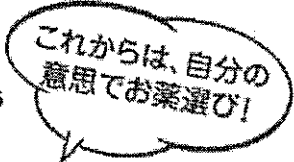
この通知書の送付を希望されない方は、お手数ですが
芦屋市役所保険医療助成課(電話0797-38-2035)
までご連絡ください。

芦屋市役所 市民生活部 保険医療助成課
〒659-8501
芦屋市精道町7番6号

家計にやさしいお薬を紹介します!

ご存知ですか、ジェネリック医薬品

今、注目されているジェネリック医薬品は、安価でありながら新薬と同じ有効成分のお薬です。
おトクなジェネリック医薬品についてご紹介します。



ここがポイント!

新薬と同じ有効成分ながら、嬉しい価格が特徴です。

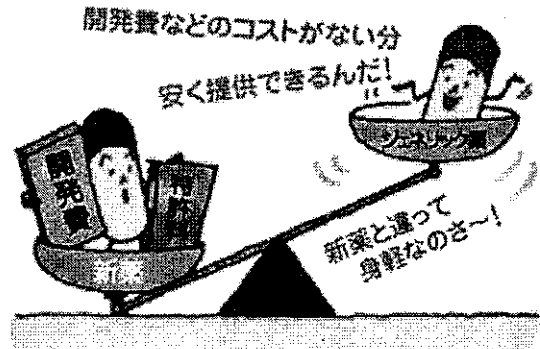
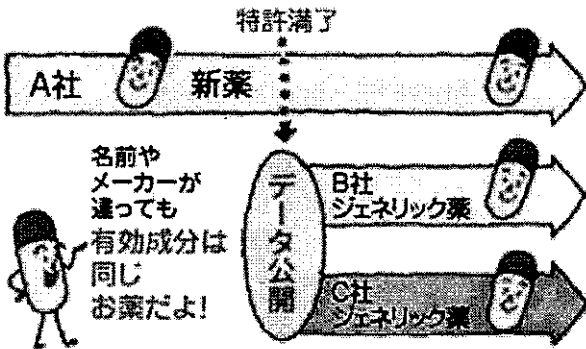
お医者さんから処方される薬品には、価格が高い「新薬」と、安い「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」があります。「ジェネリック医薬品」は、新薬の特許期間満了後に作られるため、開発料や特許料が抑えられる分、新薬に比べて安価で提供できるのです。

ここがポイント!

厚生労働省の品質基準をクリアした確かな品質のお薬です。

「ジェネリック医薬品」は、有効性が確認されて実績のある「新薬」と同様に作られ、薬事法による品質基準をクリアした医薬品なので、高い品質が確保されています。また、大きさや味など飲みやすく工夫されているものもあります。

なぜジェネリック医薬品が安いのか?



ジェネリック医薬品で、おトクに生活!



【ジェネリック医薬品に関するお問合わせ】 10:00~17:00 土・日・祝日を除く
フリーダイヤル 0120-XXX-XXXX

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

■番号

国保 一郎様

平成20年2月処方分
を現在、よく流通しているジェネリック医薬品に
切り替えた場合の**薬のみの削減可能額**は

※1
1,100円～
です。

平成20年2月分の処方実績		ジェネリック医薬品に※2 切り替えることで 削減できる金額
医療機関・薬局区分	お薬代※1	
薬局	3,300	1,100～
合計	3,300	1,100～

(100円未満切り捨て)

この明細について/使い方

本明細※3では、過去あなたに処方された医薬品と、同一成分のジェネリック医薬品※5に変更した場合の削減可能な金額を参考までにご紹介いたします。

平成20年2月分の処方実績					ジェネリック医薬品に※2 切り替えることで 削減できる金額
医療機関・薬局区分 薬品名※4	お薬の単価	数量	単位	お薬代※1	
薬局					
リポバズ錠5 5mg	141.7	30.0	錠	1,270	390～
レニベース錠5 5mg	83.7	30.0	錠	750	340～
ペインズ錠0.2 0.2mg	47.5	30.0	錠	1,280	380～
合計				3,300	1,100～

※1 薬にかかった金額のみです。実際の医療機関への支払金額には、技術料、指導料、検査費用などが含まれています。
国や市町村から医療助成を受けている場合には、実際の支払金額と異なる場合があります。

- ※2 実際に支払った「お薬代」に対して、通知書発行時点でジェネリック医薬品として認定を受けている薬品に切り替えた場合、どの程度薬代を削減できるかをご紹介します。ジェネリック医薬品は複数存在する場合があります、金額にも幅があります。
- ※3 本明細は、医療機関・薬局の過去の請求データに基づいて作成されています。本明細に記載しきれない場合は、削減効果が大きい医療機関分から順に記載しています。
- ※4 上記に記載している医薬品には、がんその他特殊疾病に使用されるお薬、短期処方のお薬などについては除外しています。
- ※5 先発医薬品とジェネリック医薬品は同一の成分ですが、使用できる病气（効能）は異なっており、切り替えできない場合があります。詳しくは薬剤師にご相談ください。

初回通知対象者への同封物

はじめて通知書が送られてくる加入者には、ジェネリック医薬品の紹介パンフレット、
 お願いカードを同封しております。

ジェネリック医薬品を 検索できません!

日本ジェネリック医薬品学会のホームページ「かんじやさんの健康」では、今の世の中の医薬品の創薬を
 支えるだけでなくジェネリック医薬品の供給も行な
 います。その他にも積極的にジェネリックを取り入れ
 ていると学友が実感し、推奨マークを配付している
 病院・薬局の検索もできます。ぜひ活用しましょう!

かんじやさんの健康
<http://www.genetic.or.jp/>

ジェネリック医薬品は薬効作用が同等です。
 薬名、薬効、処方等については、
 医師、薬剤師の先生にご確認ください。

薬名との関係・買値との関係

薬名	買値	1割減	3割減
新 薬	124.4	4,280	18,140
ジェネリック 医薬品	買値 27.2	1,100	2,380
	買値 28.9	2,260	6,280
ジェネリック			
新薬とジェネリック医薬品 買値の割合	0.22	0.28	0.28
新薬とジェネリック医薬品 買値の割合	1.80	3.50	
新薬とジェネリック 医薬品	買値 90.4	3,390	6,280
	買値 47.7	2,110	18,280
ジェネリック			
新薬とジェネリック医薬品 買値の割合	4.71	12.70	
新薬とジェネリック医薬品 買値の割合	2.10	6.70	

日本ジェネリック医薬品学会では、
 ジェネリック医薬品を
 積極的に取り扱う医療機関、薬局に
 以下の推奨マークを配付しています。



Goldマーク
 ジェネリック医薬品へ積極的に取り扱う薬
 効は少なくとも800種類以上のジェネリック
 を推奨しています。



Silverマーク
 患者からのジェネリック医薬品への対応が
 や、積極的に積極的に取り組む姿勢を示すことを
 賞賛した医療機関、薬局に配付しています。

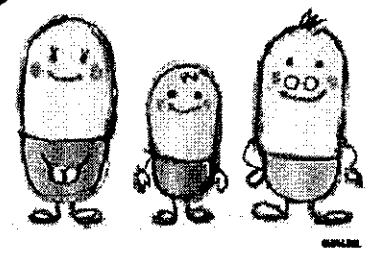
推奨マークを配付している店舗については、
 かんじやさんの健康 (<http://www.genetic.or.jp/>) の
 「お薬の検索」の「ジェネリック推奨薬局」をご確認ください。

ご存知ですか?
**家計に
 やさしい
 お薬を!**

「ジェネリック」
 のすべて



ジェネリック医薬品は、
こんなに安い!
 家計にやさしいお薬の検索



日本ジェネリック医薬品学会発行

ジェネリック医薬品
 お願いカード

日本ジェネリック
 医薬品学会発行

別紙 2



大きく 標準 小
携帯版

呉市ホーム

暮らしのガイド

行政情報

事業者向け情報

呉市ホーム > 暮らしのガイド > 国民健康保険 > 「ジェネリック医薬品使用促進通知サービス」による医療費削減効果について

国保・年金・介護

情報更新日：2010年10月13日

「ジェネリック医薬品使用促進通知サービス」による医療費削減効果について

通知総数のうち約6割がジェネリック医薬品に切り替え

呉市では、医療費負担の軽減と国保財政の健全化を図るため、平成20年7月から、国民健康保険被保険者に対し、「ジェネリック医薬品促進通知サービス」を実施しています。

その結果、平成20年7月から平成22年3月までの累計で11,613人がジェネリック医薬品に切り替えました。これにより、下記12ヶ月間の医療費に対し、呉市国保全体で88,712千円の削減効果があったと見込まれます。

なお、「ジェネリック医薬品使用促進通知」は、ジェネリックに切り替えることにより一定以上の医療費負担軽減額効果がある方に送付しています。

通知月	発送累計数① (当月通知数)	ジェネリック 切替累計数②	②/①	削減効果額 (千円)	表示金額 通知対象者 負担減(月額)
H21.4	12,564 (3,034)	7,720	60.65%	6,329	200円以上
H21.5	13,269 (2,859)	8,024	60.47%	6,469	200円以上
H21.6	13,704 (1,477)	8,386	61.19%	6,614	200円以上
H21.7	14,302 (3,307)	8,786	61.43%	7,157	200円以上
H21.8	14,830 (2,978)	9,144	61.66%	6,960	200円以上
H21.9	15,456 (2,136)	9,537	61.70%	6,925	200円以上
	15,926				

H21.10	(3,128)	10,013	62.87%	7,977	200円以上
H21.11	16,430 (2,851)	10,432	63.49%	7,475	200円以上
H21.12	16,813 (2,193)	10,830	64.41%	8,315	200円以上
H22.1	17,152 (2,885)	11,176	65.16%	7,418	200円以上
H22.2	17,540 (2,707)	11,572	65.97%	7,935	200円以上
H22.3	17,940 (2,432)	12,015	66.97%	9,138	200円以上
合計				88,713	

※発送累計数①：同一被保険者への通知数が複数件以上の場合、1件としています。

※ジェネリック切替累計数②：同一被保険者の切替人数が複数人以上的の場合、1人としています。

※ジェネリック医薬品は、医師の処方により薬局で購入できる薬です。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、処方してもらえるかどうか、また、新薬を処方されている場合には、ジェネリック医薬品に替えられるかどうか、医師にご相談ください。

📺 「ジェネリック医薬品促進通知サービス」についてのお問合せは

保険年金課国保給付係 電話 0823-25-3154

🏠 [呉市ホーム](#) 🏠 [暮らしのガイド](#) 🏠 [国民健康保険](#)

▶ [個人情報取り扱いについて](#) | ▶ [このホームページについて](#) | ▶ [リンクについて](#)

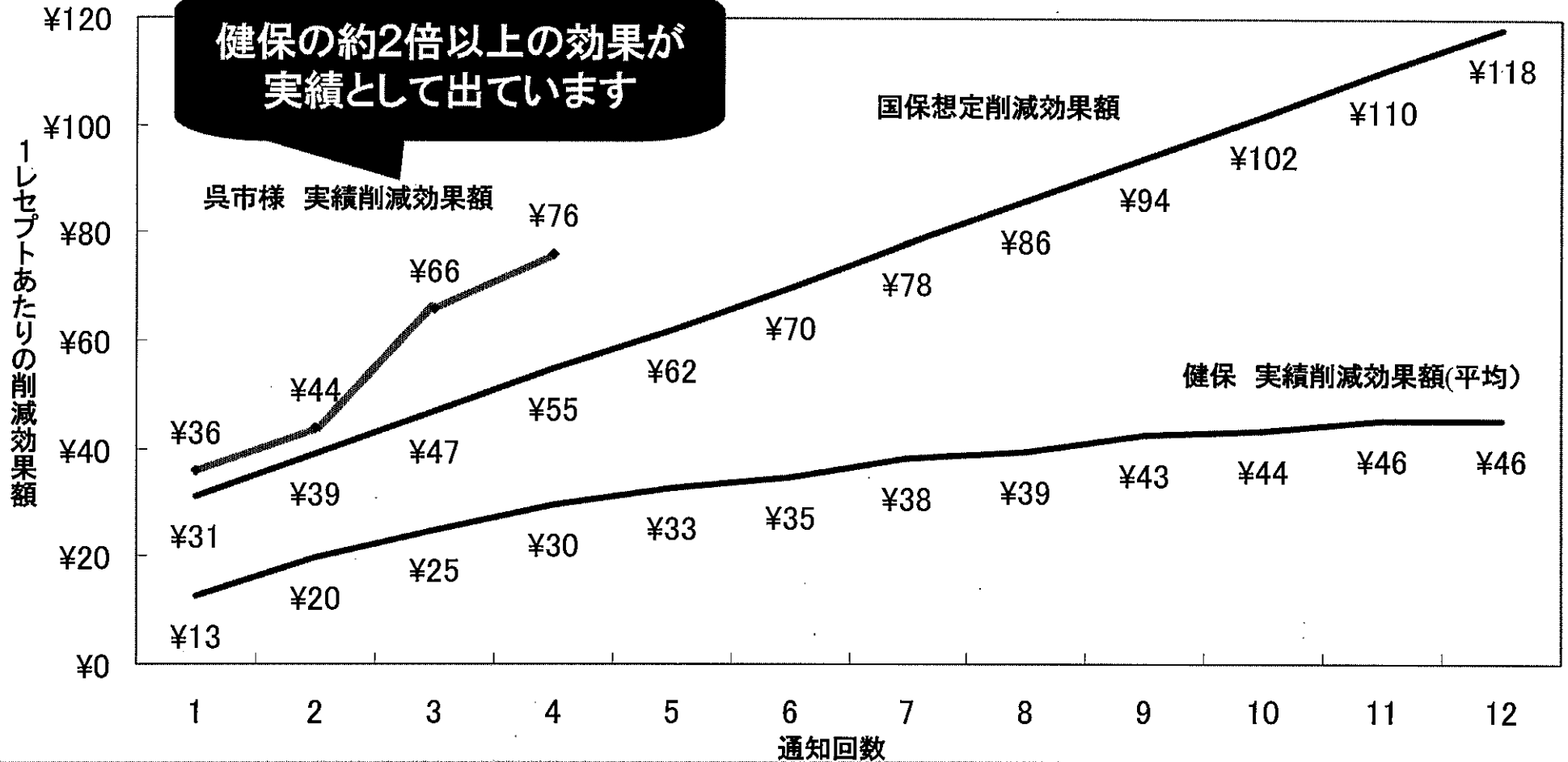
Copyright © The City of Kure. All rights reserved.

呉市様での実績

初回通知書発送：平成20年7月

加入者数：約71,500人 レセプト件数：約73,700件(平成20年2月～8月診療分平均)

通知書送付による呉市様の削減効果額実績

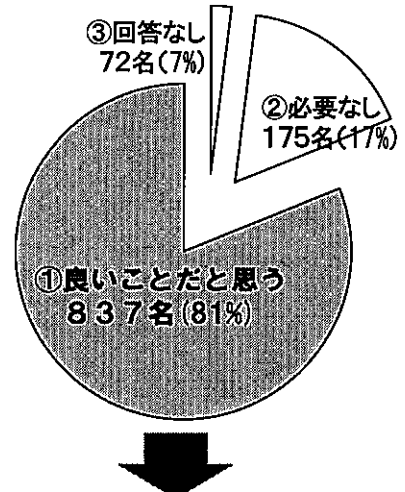


通知書を受け取った方の声

広島県呉市様で、「ジェネリック使用促進のお知らせ」に関するアンケートを実施しました。

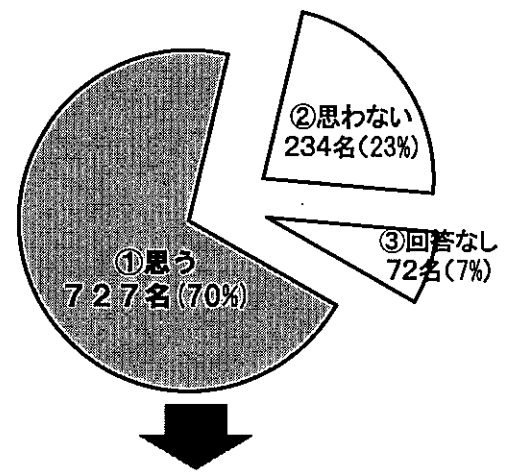
<対象者>
平成20年7月に呉市が発送した「ジェネリック使用促進のお知らせ」を受け取った方2,970名です。
<実施時期>
平成20年8月26日～平成20年9月4日です。アンケートは郵送にて実施しました。
<アンケート回答者数>
アンケートの回答者数は1,033名、回答率は35%でした。

質問1「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」をご自宅に送付するサービスについてどのようにお感じですか。



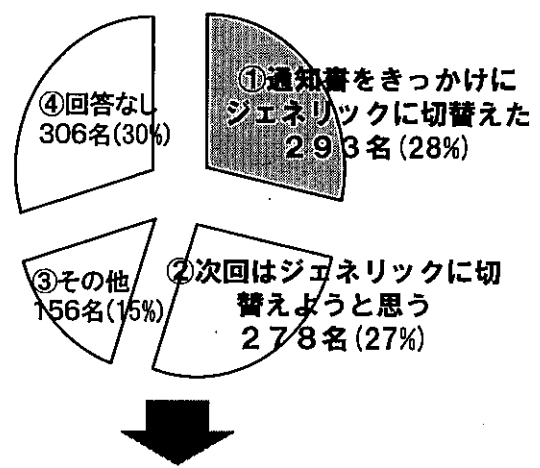
81%の方が「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を好意的に捉えています。

質問2「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」がジェネリックへ切替えるきっかけになると思いますか。



70%の方が「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」がジェネリックへ切替えるきっかけになると思っています。

質問3「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を受け取ったことで行動にどのような変化がありましたか。



55%の方(①、②合計)が通知書を受け取ったことにより最終的にジェネリックへ切替えた、もしくは次回切替えようとする行動変容を起こしました。

32

**回答者1,033人のうち「医療費削減につながる」などと8割以上が肯定的に捉えています。
*呉市ホームページにもアンケートの詳細が紹介されております。**

その他

表面

国民健康保険 有効期限
被保険者証 資格取得(該当)年月日
 記号なし番号
 氏名
 生年月日 性別
 世帯主
 住所
 交付年月日
 保険者番号 **280073** 保険者名 **芦屋市** 
 公費承認医療費自己負担は裏面に記載

裏面

注意事項

保険医療機関等で診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
 ※保険証更新時に発行する被保険者証は交付年月日前有効
 感染症予防法第37条の2、第37条の公費承認医療費自己負担なし
 芦屋市役所保険医療助成課保険担当
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 電話0797-38-2035

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただく場合があります。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

[特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、本年7月17日（一部公布日）から施行することとされたところであるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）によって改正された、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「改正臓器移植法」という。）第17条の2において、「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とされ、当該規定は、本年7月17日から施行されることである。

このため、改正臓器移植法の趣旨を踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保規則」という。）等で規定する健康保険被保険者証等（以下「被保険者証等」という。）の様式を改正し、被保険者証等の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとした。

第二 改正の内容

第1 健保規則の一部改正（改正省令第1条）

一 臓器提供に関する意思表示欄の新設

健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証（様式第9号）の裏面に臓

器提供に関する意思表示欄を設けることとしたこと。これに伴い、改正前の様式裏面に記載されていた注意事項については、保険者において別途被保険者に周知することとし、保険医療機関等において受診する際の窓口提出に関する事項を除き省略したこと。なお、窓口提出に関する事項についても、別途被保険者に周知することで省略できること。

二 経過措置

この省令による改正前の様式による書類（被保険者証等）は、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。なお、保険者においては、改正後の様式による被保険者証等の交付準備が整い次第対応されたい。

第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条）
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第4条関係）
健保規則の一部改正に準じた改正を行うこと。

第三 施行期日

改正省令は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行日に合わせて平成22年7月17日から施行することとしたこと。ただし、第二の第2のうち、その他所要の改正規定については、公布日から施行することとしたこと。

第四 運用上の留意点について

改正後の様式で交付する場合における意思表示欄の周知方法等、運用上の留意点については、別途連絡する。

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成22年10月26日現在

	フリガナ 氏名	勤務先(出身団体)及び役職	備考
被保険者 代表	信田 式子	民生児童委員	
	林 睦子	主婦	
	武田 雄三	弁護士	
	藤田 芳子	自営業(藤田青果店)	
医療機関 代表	鈴木 紀元	芦屋市医師会 会長	鈴木小児科 院長
	伊藤 恵子	芦屋市医師会 理事	いとう内科 院長
	仁科 睦美	芦屋市薬剤師会 会長	芦神薬局代表
	多田 羅 猛	芦屋市歯科医師会 会長	多田羅歯科医院 院長
公益代表	徳田 直彦	芦屋市議会 議長	
	畑中 俊彦	芦屋市議会 民生文教常任委員長	
	佐藤 稔	芦屋ハートフル福祉公社 理事長	
	平馬 忠雄	無職	前兵庫県国民健康保険団体連 合会 専務理事
被用者 保険代表	岸本 豊	コープこうべ健康保険組合 常務理事	
	西垣 修一	財務省共済組合神戸税関支部 出納役	